

任意継続になった場合の保険料について（令和5年度現在）

任意継続になると、これまで**事業主が負担していた分がなくなり、全額自己負担**となります。
 在職時に給与天引きとなっていた健康保険料の金額を見て、下記の表で確認してください。

<健康保険料>

<介護保険料>

標準報酬 月額	<健康保険料>		<介護保険料>	
	在職時	任意継続	在職時	任意継続
¥58,000	¥2,569	¥5,800	¥464	¥928
¥68,000	¥3,012	¥6,800	¥544	¥1,088
¥78,000	¥3,455	¥7,800	¥624	¥1,248
¥88,000	¥3,898	¥8,800	¥704	¥1,408
¥98,000	¥4,341	¥9,800	¥784	¥1,568
¥104,000	¥4,607	¥10,400	¥832	¥1,664
¥110,000	¥4,873	¥11,000	¥880	¥1,760
¥118,000	¥5,227	¥11,800	¥944	¥1,888
¥126,000	¥5,581	¥12,600	¥1,008	¥2,016
¥134,000	¥5,936	¥13,400	¥1,072	¥2,144
¥142,000	¥6,290	¥14,200	¥1,136	¥2,272
¥150,000	¥6,645	¥15,000	¥1,200	¥2,400
¥160,000	¥7,088	¥16,000	¥1,280	¥2,560
¥170,000	¥7,531	¥17,000	¥1,360	¥2,720
¥180,000	¥7,974	¥18,000	¥1,440	¥2,880
¥190,000	¥8,417	¥19,000	¥1,520	¥3,040
¥200,000	¥8,860	¥20,000	¥1,600	¥3,200
¥220,000	¥9,746	¥22,000	¥1,760	¥3,520
¥240,000	¥10,632	¥24,000	¥1,920	¥3,840
¥260,000	¥11,518	¥26,000	¥2,080	¥4,160
¥280,000	¥12,404	¥28,000	¥2,240	¥4,480
¥300,000	¥13,290	¥30,000	¥2,400	¥4,800
¥320,000	¥14,176 以上 一律	¥32,000	¥2,560 以上 一律	¥5,120

※ 標準報酬月額 320,000 円が上限となります。

※ 介護保険料は、40 歳以上 65 歳未満の被保険者であるか、あるいは被保険者が 40 歳未満でも、被扶養者に 40 歳以上 65 歳未満の方がいる場合には、健康保険組合で徴収となります。

65 歳以上の方の介護保険料は、各市(区)町村が徴収します。

- 任意継続の資格を取得した月は保険料を徴収しますが、喪失する月には徴収しません（保険料の日割り計算はありません）。但し、同じ月に資格の取得と喪失があった場合は、その月の保険料を徴収します。